

大阪市立此花作業指導所

指定管理者募集要項

令和 7 年 7 月

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

目 次

	頁
1 指定管理者選定の目的	1
2 施設等の概要	1
3 指定期間	1
4 指定管理者が行う業務	2
5 管理運営経費	3
6 リスク分担	4
7 指定管理者の申請手続きに関する事項	4
8 指定管理者予定者の選定	11
9 協定の締結	12
10 その他	13
11 別紙一覧	13
12 様式一覧	13
13 担当	14

1 指定管理者選定の目的（公募の趣旨、目的、使命等）

大阪市立此花作業指導所（以下「此花作業指導所」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第13項に規定される就労移行支援、同条第14項に規定される就労継続支援及び同条第15項に規定される就労定着支援により、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上や一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うこと、通常の事業所に新たに雇用された人に、当該事業所での就労の継続を図るために必要な便宜の供与を目的として、大阪市立障害者就労支援施設条例（昭和52年大阪市条例第40号。以下「障害者就労支援施設条例」という。）に基づき設置した施設です。

今般、此花作業指導所の設置目的をより効果的に達成するために、指定管理者制度により適切な施設の管理運営主体を募ることとしました。

2 施設等の概要

(1) 名称 大阪市立此花作業指導所

(2) 所在地 大阪市此花区四貫島二丁目26番17号

(3) 大阪市立此花作業指導所の概要

- ・開設年月 昭和60年6月
- ・構造 鉄筋コンクリート造2階建のうち1階部分
(此花区子ども・子育てプラザと合築)
- ・敷地面積 1,576.62㎡
- ・建築面積 714.47㎡
- ・延床面積 636.71㎡
- ・定員 40名
- ・内訳 就労移行支援 6名
就労継続支援（B型） 34名
就労定着支援
- ・主な設備等 事務室・会議室・食堂兼集会室・厨房・作業室1・作業室2・
医務相談室・更衣室 等

3 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）。

ただし、市長が指定管理者に管理を継続させることが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。この場合、指定管理者の損害に対して大阪市は賠償しません。また、指定を取り消した際、違約金を徴収し、取消しに伴う大阪市の損害について、違約金の額を超える場合はその超過分を指定管理者に別途請求します。

4 指定管理者が行う業務

(1) 管理運営の方針・基準

指定管理者は、利用者の安全確保や利用に支障をきたさないことに配慮し、施設の環境保全、保安警備に努め、良好な施設の管理運営を行うとともに、公の施設であることに留意して、関係施設・機関との連携を図りながら、設置目的を達成することを基本方針とします。

また、成果目標は次のとおりとします。

ア 利用者の満足度

此花作業指導所の利用者の満足度 80%以上

イ その他

指定管理者の提案内容及び事業計画等を踏まえ、大阪市と指定管理者で協議のうえ個別に設定する。

(2) 指定管理者の業務の範囲

障害者就労支援施設条例15条に規定する事業に関し、指定管理者が行う業務の詳細については、業務の基準のとおりとします。

ア 障害者総合支援法第5条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援の実施に関する業務

イ 障害者総合支援法第5条第15項に規定する就労定着支援の実施に関する業務（施設において同項に規定する就労定着支援を行うことができる状況にあると市長が認める場合に限る。）

ウ 建物及び附属設備の維持保全に関すること

エ その他の業務（各種業務や施設への視察等への対応など）

オ 自主事業

(3) 業務の第三者への委託

ア 当該業務の全部を一括して第三者に委託してはなりません。また、本要項4(2)ア、イ、エ、オにおいて指定する主たる業務については、これを第三者に委託してはなりません。当該業務の一部を他に委託する場合は、大阪市の指定する書面による承諾が必要となります。なお、第三者に委託する場合は、委託の相手先、委託の内容、委託の金額等について公表を行います。

イ 当該業務の一部を第三者委託及び再々委託（以下「第三者委託等」という。）する場合は、書面により第三者委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、第三者委託等の相手方に対する適切な指導、管理を行ったうえで業務を実施しなければなりません。なお、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者に該当する相手方と第三者委託等の契約を締結してはなりません。また、第三者委託等の相手方は、大

阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、または大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはなりません。

(4) 点検・報告

指定管理者には、毎月終了後、管理業務の実施状況、利用状況等に関する月次報告書を作成し、大阪市に提出していただきます。

また、指定管理者には、施設利用者の意見、要望等を把握し、当該業務に反映させるため、施設利用者から意見を聴取するとともに、大阪市と指定管理者が協議して定める項目について自己点検を行っていただきます。

当該意見聴取及び自己点検の結果を定期的に集約し、大阪市に報告していただきます。

また、大阪市と指定管理者は、当該業務を実施するにあたり、前述の利用者からの意見聴取や点検項目を定め、管理運営上の問題点、課題等の解決を行うため、協議し調整を行う場として調整会議を設置します。

(5) 事業報告書の作成・提出

地方自治法第244条の2第7項、大阪市立障害者就労支援施設条例及び大阪市立障害者就労支援施設条例施行規則(昭和52年大阪市規則第87号。以下「規則」という。)の規定により、指定管理者は、一事業年度が終了するごとに、当該業務について、当該年度の事業内容と収支を報告する書類を大阪市に提出する必要があります。

大阪市は、提出された事業報告書と4(4)の自己点検結果等から指定管理業務について毎年度評価を実施します。評価の結果及び事業報告書は大阪市のホームページで公表します。

5 管理運営経費

(1) 管理運営経費

此花作業指導所では利用料金制を導入しているため、施設の管理に必要な経費は施設の利用料金収入等(障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスにおける介護給付費及び訓練等給付費及び障害者就労支援施設条例第8条に基づいて利用者から徴収した利用料金等)の中から負担してください(大阪市から業務代行料は支払いません。)

(2) 会計区分

当該業務に係る会計(記録及び帳票等の作成を含む。)については、指定管理者の他の事業等に係るものと区分して行ってください。

(3) 利益配分

各事業年度の収支において、総収入から総支出を差し引いて、利益が生じた場合かつ利益が総収入額の5%を上回っている場合において、その上回った金額に100分の50を乗じることにより算定した金額を大阪市に納付していただきます。

なお、各事業年度における自主事業及び付随許可等（以下、「自主事業等」という。）の収入額が支出額を下回る場合は、総収入額及び総支出額に自主事業等を含まないものとします。

6 リスク分担

指定期間内における主なリスクについては、別紙2のとおりとします。

7 指定管理者の申請手続きに関する事項

(1) 募集要項等の配布

ア 窓口配布期間

令和7年7月15日（火曜日）から同年9月16日（火曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

配布時間は9時から12時まで及び13時から17時までとします。

イ 配布場所

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

（大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪役所6階）

※ 募集要項は大阪市福祉局ホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000657333.html>

(2) 現地見学会等

申請を予定している法人等を対象に、次のとおり現地見学会を開催します。

ア 開催日

令和7年7月31日（木曜日）から同年8月1日（金曜日）の間で開催（予定）

※ 開始時間等は参加申込受付後、別途通知します。

イ 開催場所

大阪市立此花作業指導所（大阪市此花区四貫島二丁目26番17号）

（最寄駅：阪神電車阪神なんば線「千鳥橋」）

ウ 参加申込み

説明会に参加を希望する法人等は、令和7年7月28日（月曜日）17時までに、参加申込書（様式1）を用いて法人等名称、参加者氏名、担当者連絡先等を明記の上、(1)イ配布場所に直接持参、FAX 又は E-mail のいずれかで、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課あて申し込んでください。

・FAX：06-6202-6962

・E-mail：fa0025@city.osaka.lg.jp

※ FAX 又は E-mail で申込をする場合は、送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。なお、申込に係るE-mailの件名は、「指定管理者現地見学会参加申込（此花作業指導所）」としてください。

エ その他

- ・参加人数は1の法人等について2名までとします。
- ・募集要項等の資料はご持参ください。
- ・見学会への参加は必須ではありません。
- ・見学会で配布した資料等については、後日、下記ホームページ上で公表します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000657333.html>)

(3) 質問の受付・回答

質問がある場合は、質問票（様式2）をFAX 又はE-mail で送付してください。電話や来訪による質問には回答できません。

- ※ 送信後電話で大阪市の受信状況を必ずご確認ください。なお、申込に係る E-mail の件名は、「指定管理者募集に関する質問（此花作業指導所）」とすること。

ア 受付期間

令和7年8月4日（月曜日）から同月12日（火曜日）まで

イ 質問への回答

令和7年8月21日（木曜日）（予定）から大阪市福祉局ホームページに掲載します。

(<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000657333.html>)

(4) 申請の受付

申請書類は、次の提出期間内に提出場所へ持参してください。送付での提出を可としますが、事前に大阪市に電話で報告のうえ、配達までの送達過程の記録が確認できる方法により行ってください。FAX 及び E-mail による提出はできません。なお、原則として、提出後に申請書類の変更及び追加はできません。

ア 提出期間

令和7年8月28日（木曜日）から同年9月16日（火曜日）まで

- ※ 持参の場合は、上記の提出期間内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の9時30分から12時まで及び13時30分から17時までの間

- ※ 上記以外の日時での申請書類の提出は受け付けません。

- ※ 送付での提出は、令和7年9月16日（火曜日）午後5時までの必着とします。

イ 提出場所

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

（大阪市北区中之島一丁目3番20号 大阪市役所6階）

(5) 申請資格

指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。個人での申請はできません。

ア 法人等に関する要件

- (7) 障害者就労支援施設条例第12条の規定に該当していないこと

- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していないこと
- (ロ) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと
- (エ) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと
- (オ) 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当していないこと
- (カ) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）
- (キ) 法人税、大阪市の法人市民税（大阪市の納税義務を有しないものにあつては、本店又は主たる営業所の所在地における法人市民税〔東京の場合は法人住民税〕）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (ク) 施設の管理運営に必要な資格等を有していること

イ 連合体に関する要件

- (ア) 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること。
- (イ) 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合体の構成団体として扱うこと。
- (ロ) 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任を持つこと。
- (エ) 連合体として施設の管理運営に必要な資格等を有していること。
- (オ) 申請書類提出後、代表法人等及び構成団体の変更は原則として認めません。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む。）に関する要件

- (ア) 上記アの要件を満たすこと。
- (イ) 本件募集に関して各構成団体は 2 以上の連合体の構成団体となることができません。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできません。

(6) 提出書類

ア 申請しようとする法人等は、次表に掲げる書類を正 1 部、副本 6 部（副本は複写可）の計 7 部提出してください。なお、様式 9 から様式 10 に掲げる必要書類を CD-R にコピーし、申請書類に添えて提出してください。使用ソフトは、Microsoft Word、Excel 又は PowerPoint のいずれかの形式で作成のうえ、Adobe PDF 形式に変換したファイルとともに格納し、提出時点において、ウイルスチェックを行ってください。

イ 上記書類は、選定会議での審議資料となるので、ページ番号を入れるとともに、次表「提出書類」順に整理し、項目ごとの最初のページに白紙をはさみ、インデックスをつけるなど、わかりやすいものにしてください。

ウ 申請団体名（連合体の代表法人等及び構成団体の名称を含む。）の記載は正 1 部のみとし、副 6 部には記載しないようにしてください。

また、他に法人等の商号又は名称、代表者氏名、管理運営実績施設の名称、実施イベント名称等があれば黒塗り、枠で囲んで白抜きするなどし、申請団体が推定できる記載は行わないでください。申請団体が判別できると判断した場合は、大阪市内で黒塗り等の措置を行う場合があります。

エ 連合体で申請する場合、下記提出書類③から⑪、⑭から⑮については、それぞれの法人等に関するものを提出してください。

オ 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

提出書類	
①指定管理者指定申請書 単独の法人等は様式 3、連合体は様式 4 に必要事項を記入すること。	様式 3 又は 様式 4
②連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類 連合体での申請のみ。連合体の構成員、代表者、出資比率、役割分担及び責任の割合等、組織運営に関する事項等を記載したものであること。	様式 5 又は 任意様式
③指定管理者指定申請にかかる誓約書 連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式 6
④法人等の概要 現在の法人等の概要、出資者名簿、職員研修実績の状況記載すること。法人等の沿革や事業内容がわかるもの（対外的に発行しているパンフレット類、類似施設での「施設だより」等）を添付すること。法人以外の団体にあつては、これに相当する書類を提出すること。なお、連合体の場合は全ての構成員個別の法人等毎に提出すること。	様式 7
⑤指定管理者申請団体役員名簿 法人等において役員と位置付けているもの全員の名簿とする。	様式 8
⑥役員の履歴書 ⑤で提出した名簿全員の履歴書を記載したもの。	任意様式
⑦定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式

⑧法人の登記事項証明書 最新の状態を反映した指定申請書提出日より3か月以内に発行されたもの。	証明書写
⑨貸借対照表、損益計算書、個別注記表及び監査報告書の写し 直近3決算期又は3事業年度分の実績。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑩事業報告書 直近3決算期又は3事業年度分の実績。法人以外の団体にあつてはこれに相当する書類を提出すること。	任意様式
⑪法人等の事業計画書及び収支予算書 申請書提出日の属する年度のもの。	任意様式
⑫大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書 令和8年度から令和12年度までの5年度分を提出すること。	様式9
⑬大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する収支計画書及び収支計画積算明細 令和8年度から令和12年度までの5年度分を提出すること。	様式10
⑭法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 納税証明書「その3の3」で提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写
⑮法人税等の申告書の写し 直近3事業年度分。別表1、4、5を提出すること。	申告書写
⑯大阪市の法人市民税の納税証明書 直近3年分。大阪市に納税義務を有しない者にあつては、本店または主たる営業所の所在における法人市町村民税(東京都の場合は都民税)の納税証明書を提出すること。提出日において発行から3か月以内のもの。	証明書写
⑰障がい者雇用状況報告書の写し 公共職業安定所に提出義務のある法人等のみ提出すること。(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)第8条に規定する様式) なお、公共職業安定所への報告義務のない事業主は、様式11「障がい者雇用の状況報告書(公共職業安定所に提出義務がない事業主用)」を提出すること。	厚生労働大臣の定める様式又は様式11
⑱障がい者雇入れ計画書 ⑰において提出義務のある法人等で、障がい者法定雇用率未達成企業にあつては提出すること。連合体の場合の構成員においても同様とする。	様式12

⑬選定結果通知用封筒一式 定型封筒(長形 3 号)に選定結果通知書の送付先を明記し、特定記録郵便相当の切手(320円)を貼付したものを 1 通	長形 3 号
---	---------------

(7) 提案を求める内容

ア 共通事項

此花作業指導所の設置目的を達成するとともに、より効果的・効率的に運営するための具体的な事業内容の提案を求めます。各提案にあたっては、管理運営の基本方針や障害者就労支援施設条例を踏まえて提案してください。

その際、成果指標の目標を超えるよう、留意した提案を行ってください。なお、提案内容の実施については、指定管理者に指定された後、あらためて協議することとします。

(参考) これまでの此花作業指導所の実績等 (大阪市のホームページ)

- ・ 事業報告書 <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000633650.html>
- ・ 第三者委託の状況 <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000634125.html>

イ 事業計画について (様式 9)

「施設の管理運営」、「事業計画」、「施設の有効利用」、「実績、専門性」及び「社会的責任・市の施策との整合性」の 5 つ観点について、以下の点に留意して作成ください。

- ・「施設の管理運営」については、管理運営方針・手法、平等利用の確保、此花作業指導所に配置する職員の体制、個人情報保護・情報公開についての考え方及び危機管理・安全管理・虐待防止についての計画を具体的に記載してください。
- ・「事業計画」については、事業計画、サービス向上策、利用者の満足度の把握・利用促進策及び自主事業について、具体的かつ詳細に記載してください。なお、事業計画及びサービス向上策については、指定管理期間 (5 年間) 全体の計画とその実施、実現に向けた年度ごとの詳細な計画のいずれも記載してください。
- ・「施設の有効利用」については、他施設との連携、地域との連携、市民・NPO との協働などのほか、此花作業指導所の設置目的 (障害者就労支援施設条例第 2 条) に資する施設の活用方法等について記載ください。
- ・「実績、専門性」については、申請者における、此花作業指導所と同種施設の管理運営実績、職員研修の実施実績及び計画等此花作業指導所の管理運営にあたって発揮し得る専門性について記載ください。
- ・「社会的責任・市の施策との整合性」については、環境への配慮の取組み、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護や人権に関する取組み及び女性活躍促進の取組みについて記載ください。

ウ 収支計画について (様式 10)

指定期間における各年度の収支計画を主な収入・支出項目に区分して示してください。目的事業と自主事業についても区分して示してください。収入と経費の見込みに

については、積算根拠を具体的に示してください。

(7) 修繕費

基幹的な機器等の附属物(設備の消耗品など)の損傷及び基幹的な施設・機器等以外の施設・機器・什器・備品等の損傷にかかる修繕費及び基幹的な機器等であっても1件あたり100万円未満のものについては、指定管理者の負担とします。

また、指定期間内における施設の損傷は、別紙2「リスク分担表」に基づきます。

当該施設における修繕必要箇所については、別紙3「修繕必要箇所一覧」のとおりです。ただし、当該一覧表は、大阪市と指定管理事業者が今後修繕の必要がある箇所を共有するものであり、過去の実績(別紙4-1)を踏まえ積算し、収支計画に計上したうえで提案してください。

(イ) 光熱水費

光熱水費は、過去の実績(別紙4-2)を参考に必要な額を積算してください。

(8) 失格事項

指定申請書提出時点から指定を受けるまでの間に、次の各号のいずれかに該当した場合は失格とし、選定審査の対象から除外又は指定管理予定者としての地位を失います。なお、指定管理予定者が失格となった場合は、審査順位が次順位の者が指定管理予定者となります。

ア 本要項7(5)に定める申請資格を満たさなくなった場合

イ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 提出書類に虚偽の記載があった場合

エ 提案の内容が大阪市の求める水準を満たさないと認められる場合

オ 提案収支計画内容が、事業計画等と照らして実現可能性が無い又は提案された収入または支出の見込みについて著しく妥当性を欠くなど、指定管理予定者として不適格と認められる場合

カ 大阪市が求める補正及び追加資料等が大阪市の指定する期間内に提出されなかった場合

キ その他不正・不誠実な行為があった場合

(9) 申請上の注意事項

ア 申請者は、申請書類の提出をもって、本要項の記載事項を承諾したものとみなします。

イ 申請書類の提出は、1法人等又は1連合体につき1案限りとします。

ウ 原則として、提出した資料の修正は認めません。ただし、大阪市が補正等を求めた場合についてはこの限りではありません。

エ 申請に要する経費については、申請者の負担とします。

オ 申請書類の著作権は、申請者に帰属します。ただし、選定結果の公表等、大阪市が

必要と認める場合は、申請書類の内容を無償で利用できるものとします。

カ 指定管理者決定後の協定書は、申請書類の法人等名称により、印鑑証明書を添付のうえ、締結します。

キ 申請書類は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）に定めるところにより、公開される場合があります。

ク 指定管理者となった団体の事業計画書については、市民情報プラザに備え付け、一般の閲覧に供します。

ケ 大阪市に提出された申請書類は理由の如何に関わらず、原則として返却しません。

8 指定管理予定者の選定

(1) 選定方針

指定管理予定者を選定する際の基本的な方針としては、障害者就労支援施設条例第 13 条の規定に基づき、次のとおりとし、総合的な観点から、外部の有識者等で構成される選定会議において公平かつ客観的に審査選定します。

ア 此花作業指導所の利用について平等な利用が確保されていること

イ 施設の目的に照らしその効用を最大限に発揮するとともに、市費の縮減が図られるものであること

ウ 此花作業指導所の管理・事業運営を安定的に行うことができる経理的基礎及び技術的能力を有していること

エ その他適正な管理を行うことに支障がないこと

(2) 選定方法

選定会議ではプレゼンテーション審査を行います。当該審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けません。

なお、申請者が 1 法人等であっても選定会議で審査し、指定管理者としての適否を判断します。

ア 実施日時

令和 7 年 9 月 29 日（月）（予定）

イ 実施場所

大阪市役所（予定）

（大阪市北区中之島一丁目 3 番 20 号）

ウ 実施内容

提出した事業計画書等をもとに、業務の実施方針等について口頭にて説明（プレゼンテーション）を行ってください。なお、資料の追加・変更は認めません。

エ 実施時間

1 者 30 分程度（うち説明 15 分以内、質疑応答 15 分程度）とします。

オ 出席者

1 者あたり 4 名以内とし、プレゼンテーションは本業務の主担当者となる者が中心と

なって実施してください。

カ その他

参加資格の決定及びプレゼンテーション審査の実施日時・場所など詳細は、提案者に対して、申請書（様式3又は4）に記載の担当者メールアドレスあてにEメールにて別途通知します。

(3) 選定項目・配点

指定管理予定者を選定する際の配点は次のとおりとします。

項目		配点
ア 施設の設置目的の達成及びサービスの向上		80 点
	(ア) 施設の管理運営 設置目的に沿った管理運営方針・手法、平等利用の確保、当該施設に配置される職員の体制、危機管理・安全管理 等	(20 点)
	(イ) 事業計画 事業計画、サービス向上策、利用促進策、利用者満足度の把握、(自主事業案) 等	(20 点)
	(ウ) 施設の有効利用 他施設との連携、地域との連携、市民・NPOとの協働等	(10 点)
	(エ) 収支計画の妥当性等 収支計画、支出見込み、収入見込みの妥当性の考え方 等	(30 点)
イ 申請団体		10 点
	経営方針、経営状況、同種施設の管理運営実績、専門性の有無、職員研修の実施 等	(10 点)
ウ 社会的責任・大阪市の施策との整合		10 点
	環境への配慮、就職困難者の雇用への取組み、個人情報保護に関する取組み、女性活躍促進の取組み 等	(10 点)
合計		100 点

上記に示す選定項目について、書類審査又はヒアリング等の結果、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入または支出の見込みについて妥当でない等と大阪市が認める提案については、失格とする場合があります。また、提案価格が上限額以上の場合は失格となります。

同点となった場合には、選定項目のうち事業計画の点数が高い法人等を上位とします。

(4) 選定結果

上記の基準に照らして総合的に考慮し、最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理予定者を選定します。

選定結果については、すべての申請団体の名称を含め、申請者全員に書面で通知するとともに、大阪市福祉局ホームページ等により公表します。

なお、指定管理予定者選定後、指定管理予定者と協議を行い、万が一合意に至らな

った場合や辞退した場合は、審査順位が次順位の法人等が指定管理予定者に繰り上がります。

指定管理予定者は、市会での議決を経た後に市長が指定管理者として指定し、大阪市がその旨を公告します。

9 協定の締結

指定管理予定者と大阪市は、管理の細目的事項について定めるため、事前に協議の上、仮協定を締結します。仮協定は市会の指定の議決後、本協定となります。

10 その他

(1) この募集要項に記載している内容について、資料の追加や修正がなされた場合、追加及び修正資料を優先するので注意してください。

(2) 今回の募集により、指定管理者が代わった場合、新たな指定管理者は、前指定管理者からの引き継ぎを誠実に行い、指定期間の開始とともに、円滑に当該業務を遂行してください。なお、引き継ぎによって発生する費用については、新たな指定管理者に関する部分は新たな指定管理者の負担となります。

11 別紙一覧

別紙 1	大阪市立此花作業指導所指定管理業務の基準
別紙 2	リスク分担表
別紙 3	修繕必要箇所一覧
別紙 4－1	過去の実績（修繕費）
別紙 4－2	過去の実績（光熱費）

12 様式一覧

様式 1	大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に係る現地見学会参加申込書
様式 2	大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する質問票
様式 3	大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書（単独法人用）
様式 4	大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請書（連合体用）
様式 5	連合協定書
様式 6	大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請に関する誓約書
様式 7	法人等の概要
様式 8	指定管理者申請団体役員名簿
様式 9	大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する事業計画書
様式10	大阪市立此花作業指導所の管理運営に関する収支計画書
様式11	障がい者雇用状況報告書（公共職業安定所への報告義務がない事業主用）
様式12	障がい者雇入れ計画書

様式13 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届（単独法人用）

様式14 大阪市立此花作業指導所指定管理者指定申請辞退届（連合体用）

13 担当

大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課

住所 大阪市北区中之島一丁目 3 番20号 大阪市役所 6 階

電話番号 : 06-6208-8075

E-mail : fa0025@city.osaka.lg.jp

ホームページ : <https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000657333.html>